

上着の脱着は個人の裁量にせよ！ 3シーズン用制帽を改善せよ！

「新たな制服の着用に関する申し入れ」業務委員会を開催

本部は11月21日、新たな制服の着用に関する申し入れ（『申第19号』）の業務委員会を開催しました。

申し入れに対し会社は、「要望に対して改善した結果が現在の制服に反映されている」として、JR東海労の要求を受け入れない姿勢に終始しました。本部は、現場の実態、社員の意見を主張してきました。

季節の移り変わり目の時期は気温の寒暖差があり、上着を着れば昼間は汗をかく反面、夏服で過ごせば夜間早朝は寒いのを我慢するため、体調を崩し仕事を休まざるを得ない社員がいることから、本部は個人の裁量によって、上着の着脱の自由を認めるよう強く訴えました。また、通気性の良い上着の貸与を要求しました。

しかし会社は、「意見は聞いた」と言いつつ、「規程に従うべき」「新たに貸与はしない」と、柔軟な姿勢を取るようなことは、一切拒否し、対立のままでした。

一方会社は、1着について上限2回のクリーニングを行うことを回答しましたが、地方によって時期・方法が異なるとしています。本部は、2回のクリーニングを認めているなら、ロッカーに汚れた制服を保管しないように、期間の中程に1回のクリーニングを設けるべきだと主張しました。

また、3シーズン用の制帽について、ビニールコーティングのため通気性が悪く、最悪の場合、汗が垂れて運転に支障をきたすことから、使い捨ての汗吸収パットの貸与または、夏用制帽の着用を訴えました。

JR東海労は、今後も職場改善に向けて闘います。